

## 戸籍の電子化に伴う看護師免許等の氏名変更 手数料等の徴収の改善

総務省関東管区行政評価局に、以下の行政相談が寄せられ、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：松尾邦弘弁護士 元検事総長ほか委員6名、以下「推進会議」という。）で審議しました。その審議結果を踏まえて、関東管区行政評価局は、看護師免許を所管する厚生労働省に対し、変更手数料等を徴収しない旨の周知徹底を図るよう指摘するとともに、戸籍に関する事務を所掌する法務省に対して参考通知を行いました。

### （相談要旨）

結婚により姓が変わったため、看護師免許証の変更を戸籍を添付して県の窓口申請したところ、結婚前と結婚後の姓に使用している文字の一部がいずれも戸籍に記載されている文字と異なっていたため、結婚による改姓と併せて3件の変更となり、変更1件につき1,000円で合計3,000円の登録免許税を納付するよう担当者から求められた。

免許に登録している姓の文字が戸籍に記載されている文字と違うのは、戸籍の電子化（注）によるものであって、自分の責任ではなく、これを申請者に負担させることに納得できない。

※この事案については、申請を受けた県が厚生労働省へ確認した結果、厚生労働省から免許登録にあたっては誤字の使用はしないこととなっているとの指導を受け、改姓に係る1回の変更（1,000円を徴収）として正しく処理された。

（注）戸籍の電子化：法務省は、平成6年から順次、従前の手書きの戸籍を電子化してきました。その際、従来の戸籍に記載されていた氏名の文字が誤字であった場合に、これを漢和辞典に登録されている国民一般に通用する表記に改めて記載したものです。

結婚で姓が変わったので変更の申請をします。



登録事項変更申請書  
（旧）外山 花子  
（新）佐藤 花子

（結婚前の戸籍）

外山 花子

（結婚後の戸籍）

佐藤 花子

え！字が違うのは、自分のせいじゃないの？

「外」と「佐」の文字が戸籍の文字と違っています。改姓の変更と併せて3件の訂正で、合計3,000円の納付が必要です。

【変更3件の内訳】

- ① 「外」 → 「外」
- ② 「佐」 → 「佐」
- ③ 「外山」 → 「佐藤」

## (推進会議の審議を踏まえた関東管区行政評価局における事実確認事項及びその結果)

### ○看護師免許以外の類似事例の把握を行う。

⇒ 厚生労働省関係の免許等の変更（栄養士、調理師等）について手数料等を徴収している事例があった。

また、他省所管の免許等では、前例がなく実際の事例があった段階で検討するとの意見があった。

⇒ 県の窓口では、本人の責任ではないのに手数料を取るのをおかしいとの苦情を受けている。

### ○戸籍事務を所掌する法務省の見解を確認する。

⇒ 平成7年2月に各省庁に対し「戸籍の電子化による氏名の文字の変更は、誤字の解消であり、戸籍の文字を変えるものではない」旨を通知していた。

○厚生労働省に対して、平成7年2月の法務省からの通知をもとに、具体的な対応策を検討すべき旨指摘する必要がある。

○平成7年2月に各省庁あての文書を発出してから既に15年以上が経過しており、各種免許申請等の窓口職員に当該文書の趣旨が十分に浸透していない状況が認められることから、法務省に対し、必要な対応策を検討するよう通知する必要がある。



○厚生労働省医政局は、今回の県の窓口での誤対応を受け、平成23年7月7日に事務連絡を各都道府県等に発出し、「戸籍の電子化に伴う誤字から正字への変更は登録事項の変更とは取り扱わない」との考え方を改めて周知徹底するとともに、厚生労働省内関係部局にも周知しました。

○関東管区行政評価局は、法務省に対して、戸籍事務を所掌する機関として、各種免許申請等の窓口において生ずるトラブルを未然に防止する観点から、平成23年7月27日に、免許申請書等に記載されている氏名の文字が戸籍における表記と同一でない場合の取扱いについて再度の周知を図るよう参考通知を行いました。



【連絡先】 関東管区行政評価局総務部 首席行政相談官室

電 話：048-600-2313